

令和2年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定により令和2年度の定期監査について能代市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の対象

今年度の定期監査は、各部局及び各行政委員会のうち、次に掲げる課、所など（以下「課等」という。）を対象として実施した。

総務部	総務課、財政課、契約検査課、税務課
企画部	総合政策課、地域情報課、市民活力推進課
市民福祉部	福祉課、子育て支援課、長寿いきがい課、市民保険課、健康づくり課
環境産業部	環境衛生課、商工港湾課、観光振興課、林業木材振興課、農業振興課、ねぎ課
都市整備部	都市整備課、道路河川課、公営企業管理課、上下水道整備課
二ツ井地域局	総務企画課、市民福祉課、環境産業課、建設課
会計課	
議会事務局	
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
教育委員会事務局（教育部）	教育総務課、能代教育事務所、学校教育課、生涯学習・スポーツ振興課

2 監査の期間

前期定期監査 (実地監査)	令和2年4月2日から令和2年10月30日まで 令和2年9月17日(市施設) 令和2年10月14日(学校)
後期定期監査 (実地監査)	令和2年9月15日から令和3年1月27日まで 令和2年11月18日(公金管理)

3 監査の範囲及び着眼点

今年度の定期監査は、監査の対象とした課等の令和2年9月末日までに執行された事務事業における下記の事項が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とし、実施した。

- (1) 予算の執行状況等について
 - ① 予算流用及び予備費充用について
 - ② 支出事務について
 - ③ 契約事務について
 - ④ 収入事務について
- (2) 施設の管理状況等について
- (3) 公金管理の状況について
- (4) 指摘事項等に係る事務の現状について
- (5) 学校統廃合に係る備品の管理状況について
- (6) 私債権の管理状況について

4 監査の実施内容

監査の対象とした課等の財務に関する事務の執行について、提出を求めた監査資料を確認するとともに、次の方法により監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況等について
 - ① 予算流用及び予備費充用について
財務会計システムからデータを取り出し、内容の確認を要するものについて、関係課へ照会し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行った。
 - ② 支出事務について
支出科目を抽出し、支出負担行為書、支出命令書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査・照合し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行った。

③契約事務について

契約事務を抽出し、入札関係書類、契約書等の関係簿冊を調査・照合し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行った。

④収入事務について

調定票、領収済通知書、現金取扱簿等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査・照合し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行った。

(2) 施設の管理状況等について

対象施設ごとに、利用状況、使用許可等の取扱い等について、関係簿冊等を調査し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行った。

また、市が管理している施設及び学校の中から数箇所の施設を抽出し、維持管理等について関係職員へ聞き取りを行い、実地にて監査を実施した。

(3) 公金管理の状況について

現金の取扱いを行っている施設から数箇所の施設を抽出し、現金取扱マニュアルに沿って取扱いが行われているかについて、あらかじめ通知せずに実地にて監査を実施した。

(4) 指摘事項等に係る事務の現状について

過去の指摘事項等を抽出し、事務の現状について、関係簿冊や事務引継書等を調査し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行った。

(5) 学校統廃合に係る備品の管理状況について

平成30年度で廃校となった学校及び廃校となった学校から備品を受け継いだ学校等の備品を対象に関係簿冊等を調査し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行い、管理状況について実地にて監査を実施した。

(6) 私債権の管理状況について

令和元年度決算において収入未済額が50万円以上の私債権を対象とし、債権台帳等の関係簿冊等を調査し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行った。

5 監査の結果

今年度は、前期定期監査において、「指摘事項等に係る事務の現状について」では、過去の指摘事項等について事務の現状を確認し、内部統制が有効に機能しているか調査を行った。「学校統廃合に係る備品の管理状況について」では、学校の統廃合に伴い、大量の備品の所管換や整理が必要となる現状に鑑み、関連する手続や管理状況が適正であるか実地での確認を含めて監査を実施した。「市管理施設の維持管理について」及び「学校施設の維持管理について」では、施設の管理状況等について実地にて監査を実施した。

後期定期監査において、「予算の執行状況等について」では、歳入歳出伝票や契約書等財務関係書類について監査を実施した。「私債権の管理状況について」では、市では債権管理マニュアルが策定され、強制徴収公債権の徴収一元化を開始するなど、債権管理事務の整備が進められているが、徴収一元化の対象となっておらず、所管課で管理している私債権について、その管理状況を調査した。「公金管理の状況について」では、現金取扱マニュアルに基づいて現金等の取扱いが行われているか実地にて監査を実施した。

監査の結果、令和2年度予算に係る財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認めるもの及び意見等の中で重要と思われるものは次のとおりである。その他の軽微な誤り等については、講評の際に、改善及び職員への周知を要望したので記述は省略した。

(1) 各種の財務に関する事務マニュアル、通知等の周知について

市では、会計事務のハンドブック、随意契約ガイドラインなど各種事務マニュアルを作成し、財務に関する事務の標準化、可視化を図っている。また、規則改正等の際には、事務の取扱いの変更等を周知するため、庁内通知を発しているところである。これら過去に作成され、現在も有効である財務事務に関する事務マニュアルや通知については、その策定時に周知されているものの年数の経過や担当者の変更等により、徐々に忘れられていく傾向にある。この度の監査においてマニュアルや通知に記載されている事項についての確認漏れや通知の存在を知らなかったケースが見受けられた。

そのため、過去に作成し、年数が経過しているマニュアルや通知等について、事務執行上、現在も必要となるものについては、毎年度周知を行い、又は庁内ネットワークの活用を図るなど、職員がその情報を入手し、確認しやすい環境を整えられたい。

(2) 指摘事項等に係る事務の現状について

指摘事項等について、事務の見直しにより再発防止策が講じられているところであるが、当該指摘事項及び再発防止の取組が引き継がれ、内部統制が有効に機能しているか監査を行った。

監査の結果、監査対象とした事務の範囲においては、指摘事項等に対する対応が講じられ、又は再発防止の取組が現在も有効に機能していることが確認された。これらの事項に

については、担当者が異動しても当該事項の引継を確実に行うとともに、特に内容が重大なものについては、発生の事実や原因、関係資料等について記録、保存を徹底し、継続して事務の参考とするよう図られたい。

(3) 契約事務について

契約事務について監査したところ、随意契約の要件は満たしているものの契約内容、履行期限、契約金額等が同一又は類似の契約が、個別・複数回にわたり同一業者と締結されている事例が見受けられた。

これらの随意契約は、1本の契約にまとめることによって、契約金額の削減や契約事務の効率化が期待できるものである。契約方法の決定にあたっては、競争性、経済性、透明性等の観点から十分に検討のうえ決定するよう留意されたい。

(4) 私債権の管理状況について

市では、債権管理マニュアルを作成し、強制徴収公債権については徴収一元化が開始されるなど債権管理事務の整備が進められているところであるが、私債権については、引き続き所管課で管理が行われていることから、その管理状況について監査を実施した。

私債権の管理状況について各課の債権を確認したところ、督促状及び催告書の送付状況、債務者との交渉状況、交渉記録の整理状況等でその取組状況に差が生じていることが確認された。私債権の管理にあっては、債権管理マニュアルに沿った適正な管理に努め、特に督促や催告に反応がない債務者については、電話や訪問等により、債務者の状況把握に努め、対応方針を整理し徴収事務に当たられたい。

財政課で債権管理マニュアルを策定してから5年が経過しているが、私債権の取扱いについては、担当職員へ十分に浸透していない状況にある。市の債権管理の適正化を図るため、市の私債権全体の管理状況を把握した上、より効果的な管理方法を検討されたい。

(5) 公金管理の状況について

現金等の取扱いが現金取扱マニュアルに基づいて適正に行われているかについて、事前通知せずに出先機関2箇所を実地にて監査した結果、概ね適正に行われていることを確認した。

また、公金管理適正化委員会においても「能代市公金管理適正化計画」に基づき、現金取扱マニュアルのとおり事務執行がなされているか現地調査を行ったことを確認した。

今後も公金の適正管理を徹底するため、継続した取組を望むものである。

(6) 予算の流用、予備費の充用の状況について

予算流用及び予備費充用について、事由の妥当性等の検証を行った結果、いずれも突発的かつ緊急を要するものと認められた。

課等の監査の主な内容、監査結果等は、次のとおりである。